

(お知らせ)

令和2年10月7日
防 衛 省

調達に係る文書の不適正な取扱いについて

今般、平成29年度の海上自衛隊の地方調達（艦艇の修理や、航空機部品調達等）における随意契約の防衛大臣承認手続について、防衛装備庁と海上幕僚監部との間の一部の公文書が決裁権者の決裁を得ずに発簡されている事案が複数確認されました。

これらは、大臣承認が本来必要ないものや適正な手続が行われていれば大臣承認を得ることができたものなどではありますが、その手続に関する公文書に不適正なものが確認されたことは、あってはならない事案であり、深刻に受け止めるとともに、深くお詫びいたします。

今回の事案については、第三者的立場の防衛監察本部により厳正な調査を実施するとともに、法令に基づき、防衛装備庁から司法警察職務を行う警務隊に告発することといたします。